

第3編 計画を推進するために

1 行政サービスの転換と改革の取り組み

多摩市の今後を見通すと、現在の社会経済状況や超高齢社会の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応など、市民の暮らしを守る分野の需要がますます高まっていくものと考えています。これまでの行政サービスは、右肩上がりの税収増を前提に、幅広い分野にさまざまなサービスを展開してきました。しかしながら、年齢構成の変化から歳入の伸びが見込めない現在、単なる行政サービスの拡大ではなく、多様な主体による、より質の高いサービスを持続していく方向に転換していく必要があります。

今後の、収支見通しからは、引き続き、財源不足が予想されており、市民の暮らしを守り、新たな行政需要に対応するためには、行政サービス全般について、引き続きしっかりと見直しを図り、国等の制度改革にともなう財政負担にも的確に対応するため、税財源や人的資源などを必要となるところへ重点的に振り向けていくことが喫緊の課題となっています。

また、多摩ニュータウン開発とともに歩みを進めてきた本市が特に直面する大きな課題である、都市基盤や公共施設の老朽化への対応が待たなして迫っています。特に行政サービスの拠点となってきた本市の公共施設については、今後、老朽化に伴い、多大な更新費用が見込まれており、施設をこれからも安全に維持していくためには、見直しは避けては通れません。

これからの公共施設のあり方を考えるに際しては、中長期的な視点により、年齢構成の変化を踏まえた、新たなニーズに対応したサービスの構築や、次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営の視点が重要です。超高齢社会、人口減少という時代の変化を踏まえ、施設の機能、仕組み、事業内容なども含めた幅広い見直しが必要です。

あわせて、これまでのように行政が中心となって担うサービスから、「自助」「共助」「公助」の役割分担によるサービスへの転換を図るとともに、市民、NPO、事業者等の多様な主体により、持続可能できめ細かい公共サービスを提供していくことが重要です。

本計画においても、前期の計画に引き続き、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度捉え直しながら、市民の皆さんと協働して、より暮らしやすい地域社会を築いていきます。

《行財政改革の取り組み》

本市では、昭和 61(1986)年の「多摩市行政改革大綱」から、平成 24(2012)年の「多摩市行財政刷新計画」まで、7 次にわたる行財政改革の取り組みを行っています。取り組みにあたっては、行財政改革を単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取り組みと捉え、多摩市行政改革大綱の時点から市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

現在、第 7 次の取り組みにあたる「多摩市行財政刷新計画」においては、第五次多摩市総合計画の基本姿勢「持続可能な質の高い行財政運営の推進」を目指し、6 次にわたる行財政改革で見据えてきた方向性や取り組みの成果を前進させています。

これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを、将来にわたって良好に維持していくためには、これまで以上に厳しい意識をもって行財政改革に臨み、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※1}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

※1 持続可能な財政構造：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 市の財政状況を明らかにするとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造を築いていきます
- 多様化する課題に対し、市民の視点から解決に取り組み、市民満足度の向上を図るため、行政側の担い手である職員の政策遂行能力の向上を図ります。また、より効率的な業務執行体制を目指し、職員定数の適正化、柔軟な組織体制の構築を引き続き取り組みます
- 行政としての責任と役割をしっかりと踏まえた上で、NPOや事業者等と積極的に協働し、優れたノウハウの発揮によるサービスの充実を図ります。
- 近隣の自治体と連携・協力して行うことにより、効率的なサービス提供が行える分野については、広域的な連携を図ります
- 出張所業務の充実を図り、市民サービスを向上します
- 社会保障・税番号制度の導入による市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図ります
- 使用料等については、受益と負担のバランスのとれた適正な金額に改定します

《公共施設等のマネジメント》

道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、公共サービスの拠点となる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と、優れた都市機能は多摩市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んでいます。多摩市の都市基盤や各公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、維持管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっています。

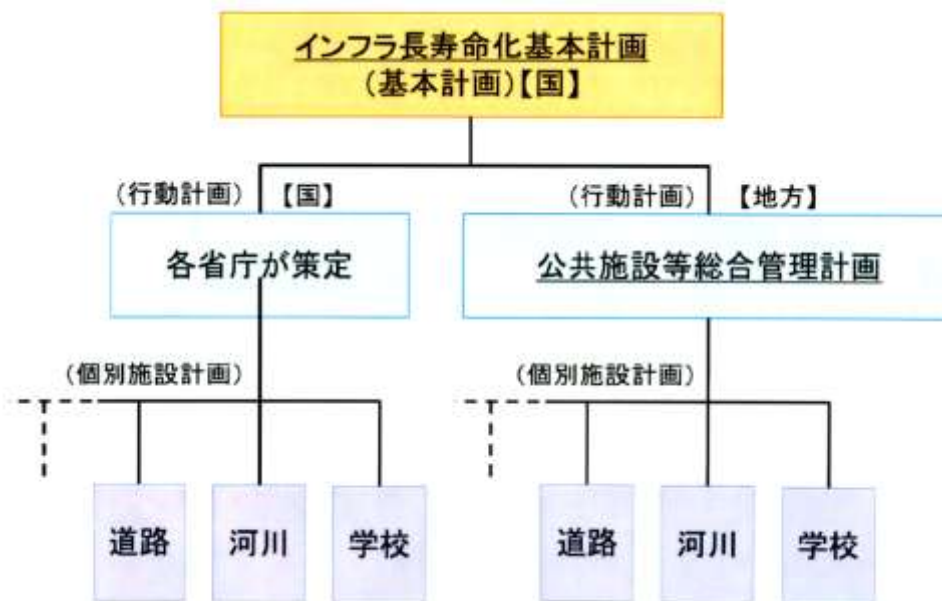
そこで市は、道路、下水道などの都市基盤については「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」などを、建築物については、「多摩市ストックマネジメント計画」、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理を進めています。

今後はさらに、都市計画税の都市基盤等の改修・更新への活用も視野に入れ、都市基盤、公共施設の全体の状況を総合的に把握し、現況・将来の見通しを分析した上で、「公共施設等総合管理計画^{※2}」を策定し、都市基盤と公共施設を総合的に管理します。

※2 **公共施設等総合管理計画**：全国共通の課題である公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと合わせて、平成26年4月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請された

★★★こんな取り組みを行います！★★★

- 「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に基づき、施設目的の転換や施設サービスの改編等を進めます
- 土地・建物等の様々な資産について、市民の財産を活かす視点から活用を推進します
- 市役所本庁舎の今後について、過去に行った検討の検証とともに改めて「庁舎のあり方」の検討を進めます
- 国の進める新公会計制度に対応した固定資産台帳を作成し、市が保有する土地、建物等の一元管理を進めるとともに、都市基盤、公共施設のマネジメントに活用します
- 都市基盤および公共施設について、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を定める「公共施設等総合管理計画」を策定します



出典：総務省

2 財政の状況

本市は、多摩ニュータウン開発を契機として急速に発展を遂げ、人口や財政規模が右肩上がり
で拡大してきました。また、東京都や住宅公団（当時）などの施行者^{※3}とともに、住宅都市とし
ての機能にとどまらない、文化、商業、業務などの諸機能を備えた複合多機能都市を目指した取
り組みを進めてきた中で、まちづくりを推進する税財源の確保ができたことにも支えられ、多様
で水準の高い行政サービスの提供を進めてくることができました。

一方、昭和 62(1987)年度以降、連続して普通交付税^{※4}の不交付団体^{※5}となっており、全国の
自治体の中でも財政力の高い団体とされるものの、特に近年は指数として表される財政力も低下
傾向にあり、逆に、不交付団体に位置づけられることで、地方交付税制度の大きな役割の一つで
ある税収減などによる財源不足への補完機能が働かないこと等、制度ゆえのマイナスの影響も受
けている状況にあります。

歳入について、特に市税を見ると、バブル崩壊以降の経済動向などから、税収は低迷が続き、
さらに時代とともに本市の年齢構成が大きく変化し、生産年齢人口の減少による税収への影響も
生じてきています。また、歳出面では、少子化、高齢化を始め、様々な社会経済状況を反映し、
子育て支援関係や介護・医療関係経費、障がい者福祉経費、生活保護費など、社会保障関連の経
費が急増しており、前述の税収動向とあわせ、本市の財政運営を厳しくする大きな要因となっ
ています。

このことは我が国全体の重要な課題であり、「第五次多摩市総合計画」策定時からの大きな変
化として、国による「社会保障と税の一体改革」が始まり、平成 26(2014)年 4 月には、社会保
障財源を確保する観点から、17 年ぶりに消費税率が引き上げられるなど、様々な制度改正が
開始されています。また、デフレ脱却と安定的な経済成長を目指した取り組みが進められる中で、
株価の上昇や景気に関する各指標の上昇傾向など、経済に関するやや明るい兆しが見えてきてい
る状況もあります。

本市においては、大規模団地の住宅建替による新たな人口流入により、平成 25(2013)年度は転
入者が転出者を 2 千人余り上回る状況となり、企業誘致や設備投資の動向とあわせ、税収への好
影響が一部見込まれますが、さらなる歳入の確保に努める必要があります。また、消費税増税の
関連では、地方消費税交付金の増額交付が見込まれ、増加が続く社会保障財源経費の財源の一部
は確保できる見通しですが、平成 27(2015)年度中に予定されていた、消費税率の更なる引き上げ
が先送りされたため、先行きが不透明な状況です。

一方、関連の税制改正で、法人市民税については一部国税化による減が見込まれ、さらに今後
の国の動向によって、税収にマイナスの影響が生じる懸念もあります。

地方自治体の財政運営は、景気動向や社会経済状況とあわせ、国の制度改正が大きな影響を与
えます。したがって、国の制度改正による地方自治体の財政負担は、普通交付税の交付・不交付
団体に関係なく、等しく補填されるべきものであると考えられます。また、税制改正による市税
の一部国税化の問題も、地方自治体の自立の歩みを損なうものです。これらについては、引き続
き国に対し、市長会等を通じて要望していきます。

情勢変化や制度改正の動きが激しい中にありますが、これらの動向を十分見極めながら、不断
の歳出削減と新たな歳入の確保に努めるとともに、引き続き行財政改革を確実に進め、健全な財
政運営を進めていきます。

※3 施行者：東京都、日本住宅公団（現：都市再生機構（UR））、東京都住宅供給公社

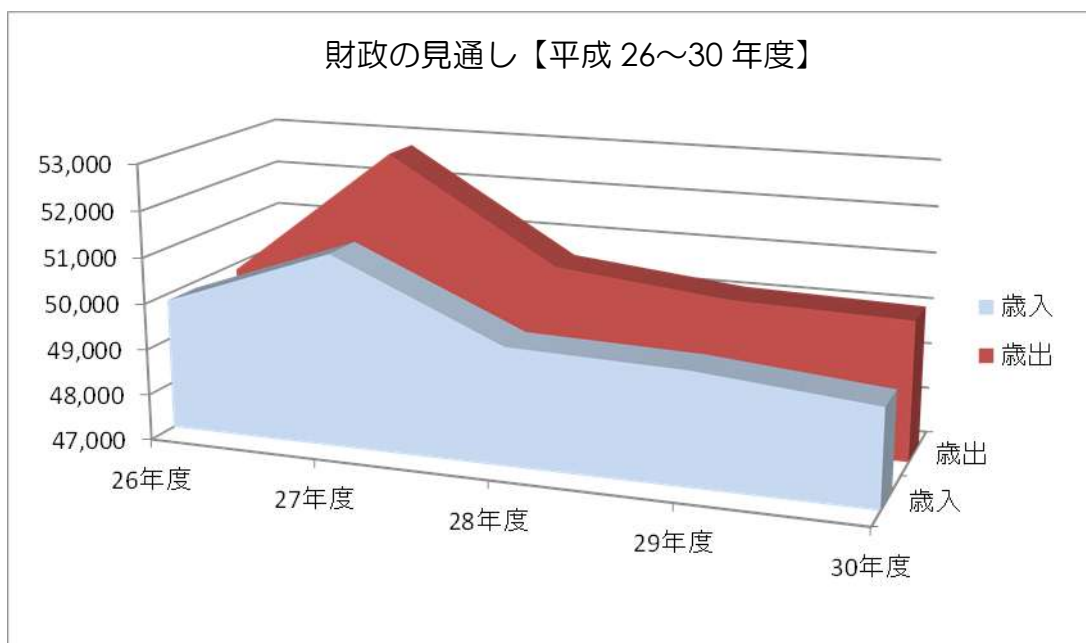
※4 普通交付税：国が地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度

※5 不交付団体：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。国が定める標準的な行政サービスを
賄うのに必要な額を超える収入があると算定される場合には普通交付税が交付されないことから、一般に不交付
団体を指して財政力の強い団体とされる。人口や道路延長などの様々な数値をもとに毎年度算定が行われる。
平成 26(2014)年度は、全国の市町村 1,718 団体のうち約 3.1%、54 団体のみが該当

○平成 26 年度から平成 30 年度までの財政の見通し

※「財政の見通し」(H26.3)より

(単位：百万円)						
項 目						5年間 合計
歳 入	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
市税	28,180	27,776	27,440	27,408	26,977	137,781
市債	403	1,905	709	437	415	3,869
国庫支出金	8,007	8,378	8,306	8,446	8,695	41,832
都支出金	6,361	6,653	6,625	6,679	6,542	32,860
その他の収入	6,904	6,480	6,477	6,477	6,477	32,815
合計	49,855	51,192	49,557	49,447	49,106	249,157
歳 出	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
人件費	8,805	8,643	8,425	8,394	8,259	42,526
扶助費	13,794	14,058	14,510	14,985	15,516	72,863
公債費	2,505	2,120	2,141	1,918	1,857	10,541
物件費	8,649	8,739	8,853	8,886	8,810	43,937
補助費等	7,467	7,255	6,724	6,675	6,657	34,778
繰出金	4,857	5,713	5,696	5,957	6,173	28,396
その他	904	880	880	880	880	4,424
普通建設事業	2,874	5,367	3,311	2,446	1,886	15,884
合計	49,855	52,775	50,540	50,141	50,038	253,349
歳入歳出差引額	0	△ 1,583	△ 983	△ 694	△ 932	△ 4,192



第五次多摩市総合計画
第2期基本計画 原案

平成26年12月発行

発行 多摩市
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
TEL042(375)8111(代表)

編集 企画政策部企画課